

○地方公務員法

(昭和二十五年十二月十三日)
法律第二百六十一号

沿革

昭和二七年法律一七五号、二六二号、二八九号、二九年一五六号、
一六三号、一九二号、三一年、四八号、三四四年一三七号、一九五
号、三五年一三号、三七年一三〇号、一三三号、一四〇号、一九五
二号、一六一号、三八年九九号、三九年一八号、四〇年七号、
四一年、一二〇号、四二年六一号、一二一号、四六年一七号、四
年五七号、五二年七八号、五三年七九号、五四年六八号、五六
年九七号、五二年七八号、五三年七九号、五四年六八号、五六
年九七号、五七年四〇号、六六号、六〇年一〇八号、六二年九九号、平
成三年二四号、七九号、四年二三号、五年八九号、七年五四号、
八年八号、六七号、一〇年一二号、一一年八七号、一〇七号、一
号、一六〇号、一二年二二号、一三年一二号、一四五五年一〇
号、一九九号、一六年七六号、八四号、八五号、一四〇号、一四
号、一八八年五〇号、一九年四六号改正、一九年四六号改正は、一般社団法
人及び一般財團法人に関する法律(平成一八年法律第四八号)
の施行の日(平成二〇年一二月一日)から施行につき、本文に
は直接改正を加えないで点線で囲って登載した。

(編者注)

第一章 総則(第一条～第五条)	一九
第二章 人事機関(第六条～第十二条)	一三
第三章 職員に適用される基準	一〇
第一節 通則(第十三条～第十四条)	一一
第二節 任用(第十五条～第二十二条)	一一
第三節 職階制(第二十三条)	一九
第四節 給与、勤務時間その他の勤務条件(第二十 四条～第二十六条の三)	三〇
第四節の二 休業(第二十七条～第二十九条の 二)	三八
第五節 分限及び懲戒(第二十七条～第二十九条 の二)	五

第六節 服務(第三十条～第三十八条) 五三

第七節 研修及び勤務成績の評定(第三十九条) 五四

第八節 福祉及び利益の保護(第四十一条～第五
十一条の二) 六四

第一款 厚生福利制度(第四十二条～第四十四
条) 六四

第二款 公務災害補償(第四十五条) 六五

第三款 勤務条件に関する措置の要求(第四十
六条～第四十八条) 六六

第四款 不利益処分に関する不服申立て(第四
十九条～第五十一条の二) 六九

第九節 職員団体(第五十二条～第五十六条) 七五

第四章 補則(第五十七条～第五十九条) 八六

第五章 罰則(第六十条～第六十二条) 九〇

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任
用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服
務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等の行
事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行
政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及
び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資す
ることを目的とする。

一部改正(平成一五年法律一九号)

【参照条文】 [地方公共団体]自治法の一の二・一の三・二、「地方自治の
本旨」憲九二「自治法」、「地方公務員」法三・四、「自治法」七二、
[本法を読み替えて適用される職員]地教行法四七、地教行令七、特

〔二〕法五七、教特法

（二）法律の効力

第一条 地方公務員（地方公共団体のすべての公務員をいう。）に関する従前の法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程の規定がこの法律の規定に抵触する場合には、この法律の規定が優先する。

一部改正〔平成一五年法律一十九号〕

〔参照条文〕〔条例・規則〕自治法一四・一六

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

二 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものと含む。）の構成員の職で臨時又是非常勤のもの

二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

三 臨時又是非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に准ずる者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長

の秘書の職で条例で指定するもの
非常勤の消防団員及び水防団員の職
特定地方独立行政法人の役員

一部改正〔昭和二七年法律一七五号・三四年一九九号・三八年九九号・四年一二〇号・平成四年二三号・七年五四号・一五年一一九号・六年一四〇号〕

〔参照条文〕〔公選によるもの〕〔議会の議員・地方公共団体の長〕自

治法一七・一三九、〔特別区の区長〕自治法二八三・一三九、〔農業委員会の委員の一部〕農委法四・七、〔海区漁業調整委員会の委員〕漁業

法八五、〔議会の選挙によるもの〕〔選挙管理委員〕自治法一八二、〔議会の同意によるもの〕〔副知事・助役〕自治法一六二、〔出納長

・收入役〕自治法一六八、〔監査委員〕自治法一九六、〔人事・公平委員会の委員〕法九の二、〔公安委員会の委員〕警察法三九、〔教育委員会の委員〕地教行法四、〔固定資産評価員〕地税法四〇四、〔固定資産

評価審査委員会の委員〕地税法四二三、〔収用委員会の委員〕収用法五

二、〔法令に基く委員〕〔農業委員会の委員〕農委法四、〔農業共済保険審査会の委員〕農災法一四三の二、〔漁業調整委員会の委員〕漁業

法八一、〔水防協議会の委員〕水防法二六、〔公民館運営審議会の委員〕社教法三〇、〔社会教育委員〕社教法一五、〔国民健康保険運営審議会の委員〕國保法二一、〔児童委員〕児福法一二、〔児童福祉審議会の委員〕児福法九、〔民生委員推薦会の委員〕民委法八、〔伝染病予防委員〕伝子法一五、〔建築審査会の委員〕建基法七九、〔固定資産評価員〕地税法四〇四、〔固定資産評価審査委員会の委員〕地税法四二三、〔臨時又是非常勤の顧問等〕〔専門委員〕自治法一七四、〔消防団員〕〔消組法一五の二・一五の四、〔水防団員〕〕水防法六

〔実例〕一 校医の職は、その勤務態様からして非常勤であり嘱託的性質のものであると解せられる。従つて法第三条第三項第三号の「これらの者に准ずる者の職」に包含されるものと解する。（昭二六・二・六地自己発三七）

二 市町村の公民館長は、その職務内容からみて、常勤のものは一般職、非常勤のものは特別職（地方公務員法第三条第三項第三号の非常勤の職）